



MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

愛媛県南予地域の医療の未来を支える
あなたの夢を応援します



愛媛県南予地域
医師確保奨学金制度

MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

公益財団法人 南予医療振興財団とは

南予医療振興財団は、医師を養成する愛媛大学医学部、八西地区の中核病院である市立八幡浜総合病院、および四国電力株式会社と連携を図り、愛媛県八西地区(八幡浜市および西宇和郡伊方町)を中心とした南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図ることを目的に、愛媛大学医学部医学科生を対象に奨学金事業を行う公益財団法人です。



愛媛大学医学部



市立八幡浜総合病院



四国電力株式会社

愛媛県南予地域 医師確保奨学金制度

【愛媛大学医学部医学科生対象】



MEDICAL SCHOLARSHIP PROGRAM

愛媛県南予地域の医療の未来を支える
あなたの力を応援します



公益財団法人
南予医療振興財団

【お問合せ・申込先】
〒790-0012
愛媛県松山市湊町6丁目1番地2
四国電力ビル2階

TEL: 089-910-1340
FAX: 089-910-1339
info@nanyo-msp.jp
www.nanyo-msp.jp



公益財団法人
南予医療振興財団

令和8年度
奨学生募集!

募集期間: 令和8年2月21日 > 4月20日

愛媛県南予地域 医師確保奨学金 制度について



公益財団法人南予医療振興財団の愛媛県南予地域医師確保奨学金制度は、将来、愛媛県八西地区（八幡浜市および西宇和郡伊方町）を中心とした南予地域の医療機関において医師として勤務し、同地域の医療の充実・発展に貢献しようとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学に必要な資金の貸与により支援・助成する制度です。

愛媛大学医学部を卒業後3年以内に医師免許を取得し、7年間（臨床研修期間2年間を含む）を当財団が指定する南予地域を中心とした医療機関で勤務すると、奨学金の返済が全額免除されます。

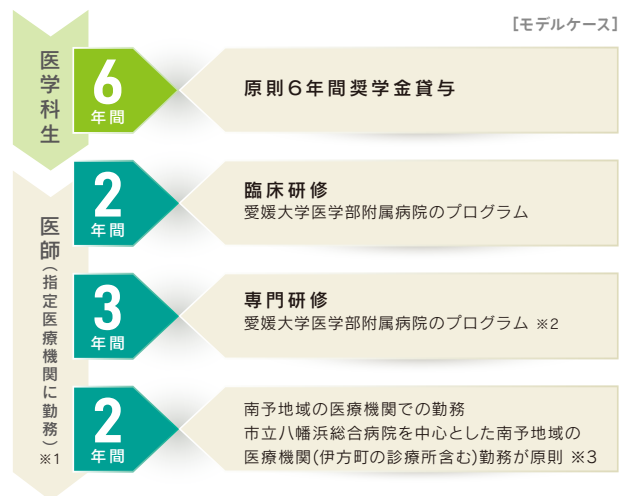
奨学金制度の概要

ABOUT OUR SCHOLARSHIPS

対象者	募集人員
愛媛大学医学部医学科生	令和8年度:4名程度(2~6年生も申請可)
奨学金貸与額	15万円/月(1年生から貸与開始の場合) [1年間180万円、6年間1,080万円]
貸与期間	入学月から大学を卒業する月までの6年間
貸与方法	2ヶ月分をまとめて、偶数月の20日に口座振込
申請方法	入学手続き完了後に、当財団が指定する書類により申請

奨学金の返済免除

当財団が指定する医療機関に7年間（臨床研修期間2年間を含む）勤務すると奨学金の返済が全額免除されます。なお、スキルアップのために、7年間の義務期間中に原則3年を限度に指定医療機関以外で研修を受けることを認めることとしますが、この場合、指定医療機関以外での研修期間は義務期間(7年間)に算入されません。



■ 制度概要・詳細は、財団のWEBサイトに掲載してありますのでご確認ください。

REPAYMENT EXEMPTIONS

※1 指定医療機関

指定医療機関とは、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院（野村診療所含む）および西宇和郡伊方町の診療所など

※2 専門研修

専門研修（3年間）は、臨床研修修了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受けます。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内としますが、専攻する科の条件等により財団がやむを得ないと認めた場合は3年間の全てを同病院にて勤務可とし義務期間に含めます。また、専門研修期間が4年間以上あり、4年目以降を南予地域の医療機関で受ける場合はこれを義務期間に含めます。専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指します。特に、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨されます。なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要である奨学生、あるいは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、原則3年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリア形成を支援します。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間（7年間）に算入されず、義務期間については、後年度に繰り延べられます。

※3 南予地域の医療機関勤務

専門研修修了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関【市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院（野村診療所含む）】での勤務を原則とします。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合があります。奨学生は、業務従事期間中においても、指定医療機関(勤務先)での業務等に支障のない範囲で、愛媛大学大学院医学系研究科(博士課程)の社会人大学院生制度を活用することができます。卒業後の勤務配置については、各種専門医(内科、外科等)の資格取得を考慮したプログラムを検討しております。

令和7年春に新たに2名の医師が誕生

「南予医療振興財団」出身医師は計3名となりました。



山本恵介医師

山内詠医師

奨学金の返済

返済免除要件に該当しないなど、貸与を受けた奨学金の全部、または一部を一括して返済しなければならない場合があります。※詳しくは、WEBサイトでご確認ください。

その他の注意事項

奨学金貸与に際しては、「独立の生計を営み、奨学金の返済の債務を負担することができる資力を有する成年人」2名の保証人が必要です。(原則として、保証人はそれぞれ別の居住地である必要があります)